

議案第152号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例案

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は 条例に別に定めがあるものを除くほか、次 のとおり本市に執行機関の附属機関を置 く。 [表 別紙2 挿入]	(設置) 第1条 [同左]  [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載は注記である。	

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

[第1条の表 別紙1]

附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担任事務
市長	[同左]	[同左]
	大阪市特区地域進 出等事業計画認定 審査会	市長の諮問に応じ、大阪市国際戦略総合特別区域にお ける産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係 る事業計画の認定等に関する事項の調査審議及び市長 に対する意見の具申に関する事務
	[同左]	[同左]
[同左]		

[第1条の表 別紙2]

附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担当事務
市長	[略]	[略]
	大阪市特区地域進 出等事業計画認定 審査会	市長の諮問に応じ、大阪市国際戦略総合特別区域にお ける産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係 る事業計画の認定等に関する事項の調査審議及び市長 に対する意見の具申に関する事務
	大阪市金融系外国 企業等事業計画認 定等審査会	市長の諮問に応じ、金融系外国企業等の集積の促進及 び国際競争力の強化に係る事業計画の認定等に関する 事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する 事務
	[略]	[略]
[略]		

令和5年9月15日提出

大阪市長 横山 英 幸

説 明

大阪市金融系外国企業等事業計画認定等審査会を執行機関の附属機関として設置するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。